

平成25年6月定例会 総務委員会（事前）

平成25年6月5日（水）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

藤田元治委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時26分）

これより、県民環境部関係の調査を行います。

この際、県民環境部関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 徳島県新しい公共支援基金条例の廃止について
- 議案第13号 上告の提起及び上告受理の申立てに係る専決処分承認について
- 報告第2号 平成24年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

なし

福井県民環境部長

それでは、お手元にお配りいたしております総務委員会説明資料によりまして、6月定例会県議会に提案を予定しております県民環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回、御審議いただきます案件につきましては、平成25年度一般会計予算並びに、その他の議案等といたしまして、条例案、専決処分の承認及び平成24年度繰越明許費繰越計算書となっております。

お手元の資料の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算についてでございます。

補正総額につきましては、総括表の欄の一番下の計欄、左から3列目に記載のとおり、6,897万8,000円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、40億6,467万3,000円となります。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、各課別の主要事項について、御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

環境首都課関係でございます。

上から2番目の環境衛生指導費、摘要欄の①のア、新規事業「節電・省エネ」によるライフスタイルの転換推進事業として、400万円を計上しております。

これは、環境に優しい消費生活スタイルを推進するため、家庭内での「エネルギー管理システム（HEMS）」の普及啓発や、買い物に環境の視点を加えた「賢い買い物セミナー」の開催など、普及、啓発活動を行うものです。

環境首都課の補正後の予算総額は、8億1,025万5,000円となります。

3ページを御覧ください。

環境管理課関係でございます。

公害対策費の摘要欄の①のア、大気汚染常時監視体制整備事業として、6,000万円を計上しております。

これは、越境大気汚染物質として懸念されるPM2.5等による大気汚染を監視し県民の皆様へ速やかな情報提供を行うため、PM2.5の測定地点を5地点から10地点に倍増し、あわせて測定局を効率的に配置するなど、常時監視システムの機能強化を図るものでございます。

環境管理課の補正後の予算総額は、2億3,250万2,000円となります。

4ページをお開きください。

県民スポーツ課関係でございます。

体育振興費の摘要欄の①のア、新規事業、徳島ヘルスリテラシー能力向上プロジェクトといたしまして、497万8,000円を計上いたしております。

これは、大学や企業の人材、施設等を活用し、総合型地域スポーツクラブを拠点に中高年の健康づくりのための運動、スポーツプログラムの開発、実践、評価を行いまして、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を促進するもので、先般、国の委託事業として選定されたところでございます。

県民スポーツ課の補正後の予算総額は、5億3,083万5,000円となります。

5ページを御覧ください。

その他の議案等につきまして御説明を申し上げます。

条例案といたしまして、1件提出することとしております。

徳島県新しい公共支援基金条例を廃止する条例でございます。

これは、新しい公共支援事業が本年9月30日に終了することに伴いまして、徳島県新しい公共支援基金を廃止するものです。施行期日は、本年10月1日でございます。

6ページをお開きください。

専決処分の承認についてでございます。

上告の提起及び上告受理の申立てに係る専決処分の承認をお願いいたしております。

徳島県公害紛争調停委員会に係る控訴審判決が、本年4月18日に言い渡されましたが、県といたしましては、当判決を不服として、去る5月1日に、地方自治法第179条第1項の規定により上告の提起等について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をいたし、御承認を求めるものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

平成24年度繰越明許費繰越計算書でございます。

去る2月の定例県議会で御承認をいただきました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、左から4列目の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、3億3,107万5,000円に確定いたしました。

これらの事業につきましては、計画に関する諸条件から所要の事業費を繰り越したものであり、今後とも事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

今議会に提出を予定いたしております案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

藤田元治委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大西委員

2ページの新規事業ですけれども、今の説明では、エネルギー管理システムの普及ということですが、各家庭での電気の使用量とかが分かるような器具を各家庭に設置するってということですか。それを普及ということですから、何かチラシを作られるということなんでしょうか。器具の助成とかはないんでしょうか。新宿区では普及のために、毎年200人とか300人の人に、貸出しと称して差しあげているんですよね。そういうことも、あっても良いのかなと思うんですが。事前委員会ですから、簡単に概略を説明していただけるでしょうか。

市原環境首都課長

6月補正でお願いをいたしております、この「節電・省エネ」によるライフスタイルの転換推進事業でございますけれども、東日本大震災を契機といたしまして、県民の皆様方のエネルギーに対する関心が非常に高くなってございます。それで、こうした昨年度の節電の取り組み等々を、ライフスタイルの転換につなげていかななくてはいけないということで、私どもも、いろんな節電、省エネ、自然エネルギーの導入といった取組を進めておりますけれども、御存じのとおり、もう一つ新しい省エネの取組といたしまして、エネルギーを管理していくという概念が出てまいりました。

大西委員がおっしゃるように、各家庭に、HEMSというコンピューター制御みたいな機械を設置することによりまして、自然エネルギーを導入した家庭であれば、それで、どのくらい発電しているか、また、いろんな電気機器等々の使用状況を管理して、適切なエネルギーの管理を行うことができます。これにつきましては、機種によりまして、値段が10万円から30万円程度、それぞれ違うんですけれども、国から上限10万円の補助制度がご

ございます。したがって、当方で考えております事業自体で、個別の補助は考えておりません。けれども、県民の方々に、エネルギーを管理する設備の利点、メリット、そういったものが、まだ、十分浸透してないところもございますので、まずは、セミナーでありますとか、そういったものを各地で開催いたしまして、機器の紹介や国の補助事業の紹介など、新たなエネルギー管理の取組を広げていきたいと考えてございます。あわせて、家庭での取り組みの普及ということで、家庭ですぐに取り組める賢い節電、賢い省エネ、そういったことで、例えば、エコノートを作成いたしまして、それを使って、どの家庭でも簡単にできる節電、環境には良いけれども、財布は寒くならない節電の仕方を、いろんなセミナーやフォーラムを通じて、紹介していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

大西委員

説明資料の7ページ、繰越明許費で、環境首都課の一般環境対策費の翌年度繰越額が3億円になっています。かなり大きい額ですから何項目かあるんだろうとは思いますが、この3億円のうち、一番大きなものは、こういった内容で、いくらぐらいなのでしょう。

上岡自然エネルギー推進担当室長

平成25年度に繰り越しました、3億708万1,000円の内訳でございますが、これは2つございまして、一つが、1億1,408万1,000円で、もう一つは、1億9,300万円になってございます。まず、一つですが、メガソーラー等の整備に係る自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金に係るものでございます。平成24年7月の固定価格買取制度の開始により、県内で多くのメガソーラーの事業計画が進められたところでございますが、平成24年度後半から、多数の工事着工となりました。その結果、補助金は、平成24年度内に計10件、合計1億4,223万1,000円の交付決定を行ったんですが、年度内に稼働したのは2件でございまして、それ以外の8件、1億1,408万1,000円を繰り越したものでございます。

もう一つは、平成24年度に防災拠点、避難所等への再生可能エネルギーの導入を促進するため国で創設されました、いわゆるグリーンニューディール基金における事業でございます。これは、平成24年度から26年度までの3か年で、県や市町村の防災拠点、避難所になる公共施設、それから地域の防災拠点となりえる民間施設に再生可能エネルギー発電設備や蓄電池を順次、導入していくものでございます。これが、平成24年度実施事業のうち、県市町村の11と民間施設二つ、これが平成25年度繰越となったものでございます。繰越につきましては、2月議会でお認めいただいておりますが、額が確定しましたので、今回提出しております。こちらの、グリーンニューディールの繰越基金は1億9,300万円でございます。環境首都課としましては、引き続き、事業主体と密接に連携をとりまして、適正な執行管理を行ってまいります。

大西委員

中身は分かりました。メガソーラー，グリーンニューディールという、世間の噂というか、そういうもので、みんなが一斉に取りかかったものですから、なかなか機材が手に入らないとか、設置するための技師さんが確保できないといった話を聞きます。せっかく予算を付けてやってることですから、3億円もの予算を、繰り越していくのではなく、できるだけ早急にやるのが、景気対策にもなると思うので、県内の業者さんに補助金が、ドンドン行き渡るように、業者まかせじゃなく、協力できるところは協力して、一生懸命推進をしていただきたいなという気がいたします。

それから1点、新聞記事のことでお聞きをしたいと思います。今日の新聞に、板野町で基準を超えるダイオキシンが検出されたという記事が出ておりました。町営工業団地「ソフトパーク・いたの」の1区画で、ダイオキシンが検出された。ダイオキシンとともに鉛も検出されたが、それが環境基準をずいぶん超えているということです。

昨日、板野町で発表、報告があったようで、汚染された地下の土を直接口にしない限り、健康への悪影響はないが、雨水からの浸透水が懸念されると、町自身もいってるようです。今後の土地利用に影響はなく、続けて、誘致を進めていくという記事が載っておりました。

この件に関して、環境部局としては、どういうふうに認識されていて、町から報告を受けたのか、あるいは今後、県として、このことについて、どう対応していくのか。御報告いただきたいと思います。

山崎環境管理課長

「ソフトパーク・いたの」における土壤汚染に関する御質問ですが、この件に関しましては、6月3日、今週の月曜日に板野町から報告がありました。この報告を受けまして、県といたしましては、周辺環境への影響を把握するため、周辺井戸や地下水の環境調査を実施する必要があると思われるといった助言を行うとともに、昨日、現地の確認にも行ってまいりました。現状では、新聞にも載っておりますように、直ちに人の健康被害を生ずるおそれがあるとは認められませんが、そういうことから、直ちに法令が適用されるというような状況ではありません。しかしながら、県といたしましては引き続き、土壤汚染対策法など、関係法令を参考に適正処理や汚染防止対策がなされるように、助言してまいりたいと考えております。なお、本件に係る対応等について、板野町より協力要請がありました場合につきましては、積極的な対応を行ってまいりたいと考えております。以上です。

大西委員

周辺井戸や地下水の調査等をするということ、また、県の環境管理課の方も、直接現地に行かれたことが、今のお答えでだいたい分かりました。また、県として、直ちに法令を適用するような状況にはないということのようです。ただ、猛毒と言われているダイオキシンだけでなく、鉛も基準以上検出されています。造成してから売れていない土地、使っていない土地からダイオキシンや鉛が環境基準以上に出てくるとするのは、どんな理由が考えられるのですか。

それともう一つは、土を口に入れない限り、身体への影響はないということですが、今後、土を入れ替えたり、ダイオキシンを除去したりする必要はないのでしょうか。ダイオキシンといえば、一時期、小さな焼却炉まで、全部撤去して、使用禁止にした経緯があります。今後、そういうことをしなくてよいのかどうか。この2点について、お答えをいただきたいと思います。

山崎環境管理課長

1点。どういう原因かということなんですが、町が業者に委託した報告書を、私も見せていただきまして、深さ14mあたりからの地層の中から、瓦礫といいますか、ゴミといいますか、いわゆる廃棄物の層の中から、こういうものが出てきたということです。どうして、そういうふうな物が、そこに堆積しておったかということについては、把握できておりませんが、そういう事情があると聞いております。それと、県では、ダイオキシン類対策特別措置法が施行された平成12年以降、地下水の調査を行っております。板野町周辺につきましては、10地点ほど実施しておりますが、いまだ環境基準を超える値は出ておりません。そういう状況の中で、土を入れ替える必要があるかとの御質問ですが、今後の調査を、どういうふうにしていくかということや板野町と協議をしていく状況の中で、例えば、地下水の汚染が見つかったといった状況になってくると、その時点で、今後の対策というか、汚染の拡大を防止する計画を作りまして、汚染の範囲がこれぐらいであって、濃度にしてどれぐらいの程度であるかということがわかってまいりました時に、果たして、土壌撤去するまでの必要があるかどうかということを検討するようになると思っております。以上でございます。

大西委員

はい、わかりました。

喜多委員

福井部長さんをはじめ、皆さん藍染めの上着ということで、時代に合ったというか、夏が来たなという感じがいたします。私も宝くじが当たったら、1つぐらいは欲しいなと思っております。その心意気というのは、やっぱりすごいなと思っておりますが、さすが、県民環境部、熱意を感じるものでございます。

ちょっとわからぬので、教えていただきたいと思っております。

4ページの新規事業で、徳島ヘルスリテラシー能力向上プロジェクト、約500万円とあります。これは、国の委託事業ということですが、ヘルスまでは分かるんですけど、リテラシーというのは、ちょっとわかりづらいと思っております。県民の皆さんも、たぶん、これはわかりづらい人が多いんじゃないかと思っておりますので、説明をお願いすると同時に、もうちょっと、表現の仕方がなかったのかと思っております。この「ヘルスリテラシー」というのが、国で決められているなら、仕方ないのですが、その辺りはどうなんでしょう。

近藤県民スポーツ課長

ただいま、喜多委員から、「ヘルスリテラシー」という言葉について、ちょっと分かりづらいという御意見がございました。近年、健康志向の高まりとともに、健康食品やダイエット、ストレス、うつ、それから、患者や家族の生活や思いといった健康医療情報が、メディアには溢れております。「ヘルスリテラシー」とは、そうした情報の中から、自分にあつた信頼できる情報を収集し、理解し、生活のあらゆる場面で活用できる能力のこととございまして、WHO、世界保健機関におきましては「良い健康を維持促進するために、情報へアクセスし、理解し、活用する動議付けと能力を決定する認知的・社会的スキル」というふうに定義がなされているところでございます。分かりやすく言いますと、巷に溢れている情報の中から、適当な情報を収集して、健康活動に結び付けていく、自らそういう健康づくりの行動をしていく能力です。生活習慣病というのが、最近、増えてきている状況ですので、歩く行動を心掛けるとか、食べ物に気を付けるとか、社会的に色々溢れている情報の中から、自分の身体にあつた情報を入手して行動する、そういう能力を自分自身で身に付けていただくということとでございます。以上でございます。

喜多委員

繰り返しになるんですけど、国のほうで、この「ヘルスリテラシー」という言葉が決まっているんですか。「ヘルスリテラシー」ということで、国の委託ということになつてんですかね。

近藤県民スポーツ課長

「ヘルスリテラシー」という概念は、世界保健機関の方で定義をしている言葉です。今回の委託事業は、国の新規事業でございますが、「ヘルスリテラシー」に限ったものではなく、企業や大学の、人材や施設を活用して、スポーツを通じた地域のコミュニティーを活性化する提案事業の募集があり、本県の事業が採択されたということとでございます。以上でございます。

喜多委員

はい、分かりましたって、言いたいんですが、なかなか分かりづらいです。分かったとして、具体的に、何をどのように、これから進めていって、県民の健康向上につなげていく予定ですか。

近藤県民スポーツ課長

事業の内容ですが、大きく2つの取組で構成をしております。まず、一つの取組といたしまして、健康づくりのための「運動・スポーツプログラム」の開発、実践、評価を行います。具体的に言いますと、大学、医療、総合型地域スポーツクラブ、行政などで構成す

るプログラム開発会議を実施いたします。それから、県内の3か所の総合型クラブにおきまして、運動スポーツ教室、講話会、それから、その事業開始前と開始後に2回測定会を行います。その後、評価会議を開催いたしまして、その事業の成果を分析する。これが一つの取組です。もう一つの取組といたしましては、プロジェクトの成果を県下の総合型クラブはじめ、各地域スポーツ組織に広く情報発信するため、健康づくり啓発フォーラムなどを開催することで、スポーツを通じた地域活性化方策についての議論を展開していくという取組の二つで構成しております。以上でございます。

喜多委員

全額、国からということですか。

近藤県民スポーツ課長

全額、国の委託金でございます。

喜多委員

具体的には、スポーツクラブのプログラムの開発ということで、例えば、3カ所を指定して、その3か所に、例えば100万円ずつ渡して、後の情報発信に100万円ずつ渡して、200万円渡すということですか。

近藤県民スポーツ課長

クラブに対して委託費をそのまま渡すということではなくて、県ですべて執行することを考えております。経費の内訳としましては、測定会をする時の医療関係者に対する謝金とか、会場の借り上げ料とか、その他もろもろ、直接、県から支払いをするように考えております。以上です。

喜多委員

いいことだと思いますし、それが長い目でみて、徳島県の糖尿病予防にもつながるような政策になってほしいなと思うんですけど。どうですか。

近藤県民スポーツ課長

喜多委員からお話がありましたように、将来的に生活習慣病の減少につながるような取組を目指しているわけですので、この取組によって、御自身の健康を守るための行動を自らしていただいて、生活習慣病とか予備軍の減少、それから健康寿命アップをはじめ、総合型クラブと大学や医療機関とのネットワーク、そうしたものも、この事業の効果として、期待しているところでございます。以上です。

喜多委員

県からの丸投げではなしに，直営の事業で，担当課としては，大変だろうと思いますけれども頑張ってください，成果があがるように期待したいと思います。終わります。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，県民環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（13時57分）